

平成27年第13回宮古島市農業委員会総会 議事日程

1) 会議の日時 平成27年12月16日 水曜日 14時00分

会議の場所 上野庁舎 1階大会議室

2) 出席状況 委員数 30名

3) 議決の事項

日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名について

2番 長濱国博委員 3番 砂川博一委員

日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について

日程第3 議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
(賃借権の設定)

日程第4 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
(所有権移転)

日程第5 議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第6 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第7 議案第6号 非農地証明願について

日程第8 議案第7号 農地利用配分計画案に関する意見について

平成27年第13回宮古島市農業委員会総会 会議録

1. 開催日時 平成27年12月16日 水曜日 14時00分から16時00分
2. 開催場所 上野庁舎 1階大会議室
3. 出席委員 (30人) 委員数 (30人)
4. 欠席委員 (0人)

議席	氏名	役職	出席	議席	氏名	役職	出席	議席	氏名	役職	議席
1	與那覇盛徳		○	11	芳山 辰巳	職務代理	○	21	濱川 清重		○
2	長濱 国博		○	12	川満 里志		○	22	池間 藤夫		○
3	砂川 博一		○	13	下地 博和		○	23	上里 弘		○
4	喜屋武 隆		○	14	奥浜 健		○	24	平良 光成		○
5	田名 和彦		○	15	砂川 栄徳		○	25	川満 盛幸		○
6	仲里 敏夫		○	16	下地 泰斗		○	26	前泊 芳男		○
7	仲里 長造		○	17	玉元 正助		○	27	新里 光徳		○
8	大浦 敏光		○	18	友利 光徳		○	28	前泊 恵		○
9	上地 洋美		○	19	下地 博次		○	29	渡真利 等		○
10	瑞慶覧健一		○	20	久志 盛一		○	30	野崎 達男	会長	○

5. 議事録署名委員

議長 野崎 達男

2番委員 長濱 国博

3番委員 砂川 博一

6. 職務のために出席した者の氏名

局長 下地 明 次長 池田 良永 次長兼農政係長 上地 寿男
 農地係長 川満 邦弘 主査 豊見山 徹 調整官 川満 秀盛

開 会 14時00分

閉 会 16時20分

議長 ただ今から、平成27年第13回宮古島市農業委員会総会を開催いたします。
出席委員は30名で、定数に達しておりますので宮古島市会議規則第11条により総会は成立
しております。

議長 それでは、日程第1議事録署名人及び会議書記の指名ですが、宮古島市農業委員会会議規則第
14条に規定する議事録署名人を、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

議長 それでは、2番 長濱国博委員、3番 砂川博一委員をお願いいたします。なお、本日の会議書
記には事務局職員の豊見山徹氏を指名いたします。

議長 それでは、日程第2議案第1号「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について」を議
題としますが、会議の運営上、有償移転、使用賃貸借権、交換移転、無償移転の順に説明と
意見を求めたいと思いますがよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 それでは、日程第2議案第1号中「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請（有償移転）
について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請（有償移転）は9件でございます。まず、
受付番号1番から9番までの説明をいたします。

【議案第1号、受付番号1番から9番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

受付番号1番から9番までは、議案書10ページから18ページの調査書のとおり、農地法第
3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の
朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足の説明をお願い
いたします。

4番委員 受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、宮原の宮積集落のすぐ西側に位置しています。申請人本人は、サトウキビ作の規模
拡大を予定しております。

5番委員 受付番号2番・3番について、現地調査の結果を報告いたします。
2番・3番は隣接しております。申請地は、西中公民館の東の道路を北へ200m行きますと
十字路があり、その十字路を西へ約300m行きますと給水所があります。そこを北へ50m
行き左側に位置します。現在は、葉タバコの植え付け準備のため整地されている状態でした。

9番委員 受付番号4番について、現地調査の結果を報告いたします。

申請地は、沖糖の東側に下地きのこ生産組合があります。そこに隣接しております。本人は父親と共にかぼちゃ・パインを生産しております、申請地はおもに苗床として利用しています。

11番委員 受付番号5番について、現地調査の結果を報告いたします。

申請地は、鏡原小学校南西の約100m付近に位置しております。周囲はほとんどサトウキビ畑ですが、住宅地に隣接しております。

14番委員 受付番号6番について、現地調査の結果を報告いたします。

申請地は、宮古製糖城辺工場の西、約400mに位置しております。当地は土地改良事業・かんがい事業も済んでいる。現在はサトウキビの夏植えが植え付けられています。

16番委員 受付番号7番について、現地調査の結果を報告いたします。

申請地は、久松 松原の墓地団地の東側です。現在は土地改良事業中で、農作物はありません。申請地に隣接して本人のハウスがあり、観光農園を経営する予定であります。

21番委員 受付番号8番について、現地調査の結果を報告いたします。

申請地は、伊良部大橋を越えて左折し、約400m行きますと右手に牧山展望台への案内標示板があります。そこを右折し坂を登って約130m行きますと右側に位置しております。現在は、カボチャが栽培されています。周囲はサトウキビ畑が広がっています。カボチャの収穫後、サトウキビを植え付ける予定であります。

29番委員 受付番号9番について、現地調査の結果を報告いたします。

申請地は、与那覇のコミュニティーセンターの東の道路を南へ約300mのところに位置しています。申請人の土地が隣接しており、サトウキビ作の規模拡大を予定しています。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

14番委員 受付番号4番ですが、親と一緒に耕作しているという事でしたが、農業の開始ではなく規模拡大となるのでしょうか。経営面積が0㎡になっているんですが。

事務局 父親がきのこ生産組合を経営しており、農地としての面積は出てこないんですが、同居して一緒にやっているので隣接地購入し、面積の足りない分をP4の受付番号11番での貸借となります。

議長 他に質疑がある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請（有償移転）」受付番号1番から9番までについて、原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、議案第1号中「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請（使用貸借権）について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請（使用貸借権）は、3件でございます。まず、受付番号10番から12番までの説明をいたします。

【議案第1号、受付番号10番から12番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

受付番号10番から12番までは、議案書19ページから21ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足の説明をお願いいたします。

4番委員 受付番号10番について、現地調査の結果を報告いたします。

申請地は、鏡原 野原越集落、城辺線沿いにOKモータースのヤードを造ってましてその裏側に位置します。現在は耕作放棄地状態ですが、本人は重機等を入れて整地しサトウキビを植える予定であります。

9番委員 受付番号11番について、現地調査の結果を報告いたします。

申請地は、受付番号4番と関連しております。下地きのこ生産組合から北側に200mほどのところに位置します。現在はカボチャが植えられております。申請人本人は父親と同居し、一緒に農業をしています。

12番委員 受付番号12番について、現地調査の結果を報告いたします。

申請地は、西城中学校の北側の78号線を平良向けに約500m行きますと道路沿いに吉田マンションがあります。そこを右方向に300mのところに位置しています。

現在は草地ですが、今後はサトウキビを植える予定であります。番号15番・17番と関連しております。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請（使用貸借権）」受付番号10番から12番までについて、原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり採決いたしました。

次に、議案第1号中「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請（無償移転）について」を議題といたしますが、5番 田名和彦委員が農業委員会等に関する法律第24条第1項の議事参入の制限に該当しておりますので、一時退席をお願いいたします。関係議案終了後に入室・着席をお願いいたします。

(5番委員退席)

議長 それでは改めまして、議案第1号中「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請（無償移転）について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請（無償移転）は、10件でございます。まず、受付番号13番から22番までの説明をいたします。

【議案第1号、受付番号13番から22番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

受付番号13番から22番までは、議案書22ページから31ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請（無償移転）」受付番号13番から22番までについて、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
日程第2議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

(5番委員入室・着席)

議長 次に、日程第3議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権の設定）の承認について」を議題としますが、26番 前泊芳男委員が農業委員会等に関する法律第24条第1項の議事参入の制限に該当しておりますので、一時退席をお願いいたします。関係議案終了後に入室・着席をお願いいたします。

(26番委員退席)

議長 それでは改めまして、日程第3議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権の設定）の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地利用集積計画（利用権の設定）は、8件でございます。まず、受付番号1番から8番までの説明をいたします。

【議案第2号、受付番号1番から8番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

4番委員 受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。

農地の所在は、福山集落の南西、通称タヌイバリという畑でして全体的に基盤整備も済んでいます。申請地はここ2～3年、耕作放棄地状態にあります。今後はあしたの農業さんが借受しカボチャの栽培を予定しております。現在は耕起・整地され、2期目のカボチャの植え付けの準備されておりました。

5番委員 受付番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。

農地の所在は、395-29から395-76までは西中公民館の東側の道路を南へ約350m行きますと十字路がありまして、その十字路を山の方へ350mのところを位置します。
474-2から538-5までは、西中公民館の前の道路を東の方へ300m右側に位置しています。現在は、今期植え付けた夏植え、カブだし、苗をとったあとで整地されておりました。申請人本人は今後、農業専業でサトウキビ作を頑張っていくという事です。

7番委員 受付番号3番については、現地調査の結果を報告いたします。

農地の所在は、間那津集落から南の方に位置しています。申請人本人は、葉タバコを耕作しながらサトウキビ作も頑張っております。

12番委員 受付番号4番について現地調査の結果を報告いたします。

農地の所在は、城辺小学校前、十字路を砂川方面へ500mほど行きますと平安山自動車整備工場があり、左斜めの農道を約300mのところを位置しております。
現在は、今期収穫のカブだしが植えられています。

19番委員 受付番号5番・6番について、現地調査の結果を報告いたします。

5番の農地の所在は、細竹公民館のすぐ隣に位置しております。
6番の農地の所在は、盛加集落、ソデ山墓地公園の北側に位置しております。
両方とも、サトウキビの夏植えが植えられています。以前から申請人本人が利用しているので今回の申請となりました。

28番委員 受付番号7番について、現地調査の結果を報告いたします。

農地の所在は、伊良部大橋を越えて、右へ佐良浜部落方面へ約1km左側に位置します。現在は、サトウキビに夏植えが植えられておりました。周囲もサトウキビ畑が広がっています。

事務局 受付番号8番について、現地調査の結果を報告いたします。

先程も説明したとおり、狩俣さんが離農するという事で、一度公社に畑を貸すという案件であります。農政課担当より説明をお願いします。

農政課担当 今回の案件は経営転換協力金に該当します。

該当するのが、狩俣 311 と狩俣 1851 を狩俣さん自身が耕作していて、今年の3月の収穫で終了し中間管理事業にあげたいという事で相談がありました。

この2筆については、狩俣さんのリタイアの農地という事でこの部分のみ協力金が該当するという事になります。協力金について少しお話しますが、個人の経営転換協力金の場合は、狩俣さんのように全筆、自分の所有する畑を中間管理事業にあげる必要があります。ただ、例えば、キビと野菜をやっている、キビは辞めます、野菜はやりますと言った場合のキビの農地をすべて中間管理事業にあげても協力金の該当という形になります。

協力金がもらえる1つの条件として、耕作放棄地を所有していないことが1番目の条件となります。今回あがっている部分で、狩俣さんがリタイアしていない部分はもともと相対で耕作させていた部分ですので該当しないという事になります。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

29番委員 受付番号3番と8番は同じ人ですが、賃貸料が1万円と1万5千円と違うのは何か理由があるんですか。

事務局 番号3番については、以前から砂川さんが1万円で賃貸借を設定しているという事です。8番については、公社の方には1万5千円で貸すという事になっております。

議長 他に質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権の設定）の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、日程第3議案第2号は原案のとおり決定いたしました。次に、日程第4議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

(26番委員入室・着席)

事務局 今月の農地利用集積計画（所有権移転）は6件でございます。まず、受付番号1番から6番までの説明をいたします。

【議案第3号、受付番号1番から6番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

4番委員 受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在は、旧宮原小学校北側のスナ集落の西側にありまして、すべて基盤整備も済みであります。申請人本人は、サトウキビ作の規模拡大を予定しています。

20番委員 受付番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在は、野原越公民館の北東、約800mに位置しています。当地は今期収穫予定のサトウキビと今年の夏植え付けしたサトウキビがあります。
以前より申請人本人が使用しているという事で今回の申請となりました。サトウキビ作の規模拡大を予定しております。

23番委員 受付番号3番・4番について、現地調査の結果を報告いたします。
3番の農地の所在は、仲原地下ダム地区、土地改良中であります。3番と4番の1筆はかんがい事業も済みであります。工期は平成27年6月8日から平成29年7月12日となっております。
4番の1128-1は、現在葉タバコの植え付け準備中であります。

29番委員 受付番号5番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在は、与那覇サニツ浜公園の南へ行きますと長崎たまご園があります。その南、約100mに位置しています。現在は、今期収穫のサトウキビが植えられていました。周辺もサトウキビ畑が広がっております。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、日程第4議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

議長 休憩します。

休 憩 : 14:55

再 開 : 15:05

議長 再開します。

議長 次に、日程第6議案第5号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第4条申請は2件でございます。まず、受付番号1番と2番の説明をいたします。

【議案第5号、受付番号1番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

以上、計画書の内容は、議案書の許可基準適合表のとおり農地法第4条第1項の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から現地調査の結果ならびに説明をお願いします。

3番委員 現地調査の状況の前に現地調査の結果を発表いたします。今総会に付託される許可申請の現場調査を平成27年12月9日に行いました。調査委員は3番 私、砂川と5番 田名和彦委員と野崎会長、宮古農林水産振興センターより宜保主任、事務局から下地局長、池田次長、川満調整官の7人で行いました。

始めに、13時30分から13時40分まで事務局にて調査内容のについて調整会議、13時40分から17時まで現地調査、4条申請2件、5条申請12件、非農地証明願2件、合計16件でありました。

17時から17時30分まで事務局にて調査の内容の整理を行いました。

調査の結果、特に違反等は見受けられませんでした事を報告いたします。それでは、4条・5条申請・非農地証明願について説明いたします。

受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。

現場の状況、申請地は宮古陸運事務所の南、約170mに位置しております。農地の広がりなし。宅地の広がりあります。農地の区分、用途地域に指定された第3種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたしました。

次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

3番委員 受付番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。

現場の状況、申請地は久松小学校グラウンドの北、約245mに位置しています。農地の広がりなし。宅地の広がり、増加傾向にあります。農地の区分、住宅・原野等で分断された第2種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたしました。
日程第6議案第5号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議長 次に、日程第7議案第6号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第5条申請は12件でございます。まず、受付番号1番から12番の説明をいたします。

【議案第6号、受付番号1番から12番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

以上、計画書の内容は、議案書の許可基準適合表のとおり農地法第5条第1項の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から現地調査の結果ならびに説明をお願いします。

3番委員 受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地はうむやすみやあす・ん診療所のすぐ北側に位置しています。農地の広がりなし。宅地の広がりあります。農地の区分、沖縄県合同庁舎から1km未満の第2種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

2番委員 4条・5条の中で、基盤強化促進法を用いた土地があるのかどうか。5年という縛りがあると思いますので、そういうのがあるのか。
今後、そういう案件が出てくる可能性もありますので共通の認識として持っていなければいけないと思います。基盤法でやる場合、申請人に注意を促しながらやるべきだと思っておりますので、その部分も含めてお願いします。

議長 ただ今の質議は、農業経営基盤強化促進法み該当して転用する。違反等がないかどうかですね。

事務局 確かにこの土地は、以前基盤強化促進法で賃貸借が設定されておりました。転用するという事で利用権の解約はされております。

2番委員 賃貸借で解約がなされればいいという事ですね。5年の賃貸借を結んだとして借りる側が3年でもう借りませんよという場合でも解約がなされれば大丈夫という捉え方でよろしいでしょうか。

事務局 基盤強化法では、借り手側が返してもいいという合意があれば問題はありません。

ただ、返したくないのに、貸し手側が一方的に解約するのはいけません。今回の場合は、ちゃんと合意解約の手続きが出ていますので問題はありません。

議長 他に質議のある方は、挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたしました。
次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

3番委員 受付番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は久松小学校グラウンドの北、約230mに位置しております。農地の広がりありません。宅地の広がり、増加傾向にあります。農地の区分、住宅・原野等で分断された第2種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたしました。
次に受付番号3番・4番・5番は関連しておりますので、一括して現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

3番委員 受付番号3番・4番・5番について、一括して現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は伊良部方面に向かう伊良部大橋の取り付け道路に隣接しております。農地の広がりありません。宅地の広がりありません。農地の区分、原野等で分断されたその他の第2種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

2番委員 現況が休耕地になっておりますが、実際はほとんど耕作されております。耕作者の同意は得られているのでしょうか

事務局 休耕地もあれば、収穫前のサトウキビ畑もあります。それについては、収穫後の工事というのが条件ですので特に問題はないという事ですべて休耕地扱いとしております。

2 2 番委員 何筆かありますが1人の農家さんが耕作しているのか、それとも何人か別々の人が耕作しているのか。耕作しているのであれば同意はどうか。

事務局 この場合、地権者と耕作者が違うのは1件ありました。この件に関しては合意解約をちゃんと提出してもらいまして権利を表示しております。

議長 他に質議がある方は、挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号3番・4番・5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたしました。
次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

3 番委員 受付番号6番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は宮古島スポーツアカデミーの東斜め、約70mに位置し、周囲は住宅地が進んでおります。農地の広がりありません。宅地の広がり増加傾向にあります。農地の区分、住宅・原野等で分断された第2種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

1 1 番委員 確認ですが、P32の609-9、道路位置指定を受けた道路になっているかどうか。

事務局 609-9は道路位置指定は受けております。

1 1 番委員 通行地役権が設定されていますけど、この仮契約、通行権の契約書は何か年になっていますか。

事務局 売買等も含めてですが、許可書をもって契約という事になります。

1 1 番委員 進入路の申請になっておりますが、この進入路を何か年使用しますよという地上権の権利の契約書がないと申請しても意味がないのではないかと。

事務局 申請書の方にも許可日から永久年間使用しますと記載されていますので、これでいいと思います。

1 1 番委員 誰が永久年間使用するという証明書がないので、契約書があった方がいいのではないですか。

事務局 609-9 は道路指定を受けていますし、609-12・609-10 等は進入路とは関連しておりません。609-11 のみ使用する形になり、609-14 全部が地役権の設定となります。

議長 他に質議がある方は、挙手をお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号6番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたしました。次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

5 番委員 受付番号7番について、現地調査の結果を報告いたします。現場の状況、申請地は沖縄県宮古福祉保健所の北、約45mに位置しております。農地の広がりなし。宅地の広がりなし。農地の区分、用途地域に指定された第3種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号7番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたしました。次に受付番号8番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

5 番委員 受付番号8番について、現地調査の結果を報告いたします。現場の状況、申請地は宮古島市総合グラウンドの西、約400mに位置しております。農地の広がりなし。宅地の広がりあります。農地の区分、用途地域に指定された第3種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号8番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたしました。
次に受付番号9番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

5番委員 受付番号9番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は宮古第3給油所前の交差点の角地に位置しております。農地の広がりなし。宅地の広がりあり。農地の区分、用途地域に指定された第3種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号9番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたしました。
次に受付番号10番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

5番委員 受付番号10番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は沖縄県合同庁舎の北西、約90mの住宅街に位置しております。農地の広がりなし。宅地の広がりあり。農地の区分、用途地域に指定された第3種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号10番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたしました。
次に受付番号11番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

5番委員 受付番号11番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は鏡原小・中学校グラウンドの南東、約135mに位置し、周囲は宅地化が進んでいる。農地の広がりなし。住宅の広がり増加傾向にあります。農地の区分、住宅等で分断された第2種農地と判断しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号11番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたしました。
次に受付番号12番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

5番委員 受付番号12番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は社会福祉協議会城辺支所のすぐ南側に位置しております。農地の広がりあり。宅地の広がりなし。農地の区分、10ha以上の集団農地の第1種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号11番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたしました。
日程第6議案第5号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議長 休憩します。

休 憩 : 15:41

再 開 : 15:42

議長 再開します。

議長 決定した後ですが、受付番号12番についてこれまでの経緯について財政課担当より説明願いたいと思います。

財政課 前回保留になったという事で、これまでの経緯を説明したいと思います。

【 受付番号12番について経緯説明、内容省略、別紙参照 】

議長 次に、日程第7議案第6号非農地証明願いについてを議題とします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の非農地証明願は、2件でございます。
まず、受付番号1番・2番の説明をいたします。
【議案第7号、受付番号1番・2番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査結果ならびに説明をお願いいたします。

5番委員 受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、周囲は住宅に囲まれ雑木類が繁茂し、農地として効率的に利用できるとは認められない。非農地相当であると判断しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたしました。
次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

5番委員 受付番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、周囲を山林に囲まれた傾斜に位置しており、進入路もなく農地としては見込めない。非農地相当と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、日程第7議案第6号は原案のとおり決定いたしました。
次の議案ですが、皆さんに送付した議案日程第8は入ってなかったんですが、提出しますので宜しくをお願いいたします。
改めまして、次に日程第8議案第7号「農地利用配分計画案に関する意見について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします

事務局 今月の農地利用配分計画案は、2件でございます。まず、受付番号の1番から2番の説明をいたします。

【議案第7号、受付番号1番から2番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

以上、計画書の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

2番委員 受付番号1番について、新規の人・農地プランでよろしいですか。それと家族が農業しているというのですが、これは別経営になるのか。面積が4,889㎡でもいいのか。説明をお願いします。

事務局 宮古島市の下限面積の50aには不足しているんですが、狩俣地区の人・農地プランの認定農家でありまして、今回は間に合わなかったんですが集落の圃場を賃貸借しているのがありますので、早急に利用権の設定をしてもらうという条件で今回の提出となりました。

2番委員 補助金に関連するものであれば、農政課の方でちゃんと早めにやってもらわないと困ります。今後こういう事のないようにお願いします。

議長 こういう案件は、農政課を含め、お互いに早めにやる状況を作っていく事が大事であるという事でよろしいでしょうか。

14番委員 参考資料の中の地番の枝番が長いのは何故ですか。

事務局 この案件については、確かに枝番・孫番がついているんですが、基盤整備の時につけたものだと思います。次回からは登記簿謄本の地番で記載したいと思います。

11番委員 受付番号2番の件ですが、今回権利を受ける土地がこれまでの根間さんの土地との集積関係で繋がりがいいのか。説明をお願いします。

農政課 参考資料の航空写真で、となりの土地も現在耕作しているんですが、きちんと利用権の設定はされていない。相対で耕作しているという事です。一応集積という形になっているんですが、権利の設定上表には出ていないという事になります。

11番委員 こちらもきちんとやって下さい。

議長 他に質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第7号「農地利用配分計画案に関する意見にいて」を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、日程第8議案第7号は原案のとおり決定いたしました。
以上で、本日の議案・報告の審議はすべて終了いたしました。
この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手を持ってお願いいたします。

(委員会規則に基づく発言等)

宮古島市農業委員会会議規則第21条(委員の発言)

(発言なしの声あり)

議長 発言ないようですので、今総会に付議された事件の承認の結果が生じた条項、字句、数字その他の整理を会長に委任することにご異議ございませんでしょうか。

《異議なしの声あり》

議長 それでは、以上をもちまして、平成27年第13回宮古島市農業委員会総会を閉会いたします。
ありがとうございました。

閉 会： 16:20

平成27年12月16日

会 長 野 崎 達 男

2番委員 長 濱 国 博

3番委員 砂 川 博 一